

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
 - ・上記以外の有価証券で時価にないもの一移動平均法による原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産一定額法
 - ・無形固定資産一定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース契約1件当りのリース料総額が300万円を超えるリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・賞与引当金 一職員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
 - ・退職給付引当金一職員の退職金の支給に備えるため、一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会に預け入れた掛金を退職給付引当金に計上している。
- (4) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引
引続き通常の賃貸処理に係る方法に準じた会計処理を摘要している。
- (5) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税込方式によっている。

2. 法人で採用する退職給付制度

常勤職員については、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会の実施する退職金共済制度に加入している。

3. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表等は、以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の財務諸表（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）
- (2) 事業区分別内訳表（第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式）
当法人では、社会福祉事業のみをを実施しているため作成していない。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 法人本部拠点（社会福祉事業）
 - ・「法人本部」
 - イ 三幸の園拠点（社会福祉事業）
 - ・「特別養護老人ホーム三幸の園」
 - ・「短期入所施設三幸の園」
 - ・「三幸の園デイサービスセンター」
 - ・「三幸の園ホームヘルプステーション」
 - ・「三幸の園指定居宅介護支援事業所」
 - ・「訪問看護ステーション大平台」
 - ・「地域包括支援センター大平台」
 - ウ 山崎園拠点（社会福祉事業）
 - ・「特別養護老人ホーム山崎園」
 - ・「ユニット型特別養護老人ホーム山崎園」
 - ・「短期入所施設山崎園」
 - ・「ユニット型短期入所施設山崎園」
 - ・「やまざきデイサービスセンター」
 - ・「やまざきホームヘルプステーション」
 - ・「グループホームやまざき」
 - ・「山崎園居宅介護支援事業所」
 - ・「生活支援ハウス山崎」
 - エ 松城拠点（社会福祉事業）
 - ・「松城デイサービスセンター」
 - ・「松城指定居宅介護支援事業所」
 - オ 入野園拠点（社会福祉事業）
 - ・「救護施設浜松市立入野園」
 - カ 西山園拠点（社会福祉事業）
 - ・「救護施設浜松市立西山園」
 - キ 神ヶ谷園拠点（社会福祉事業）

- ・「救護施設神ヶ谷園」

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	260,779,337	92,078,500	0	352,857,837
建物	1,779,549,454	827,708,260	88,019,128	2,519,238,586
特定預金	3,000,000	0	0	3,000,000
合 計	2,043,328,791	919,786,760	88,019,128	2,875,096,423

5. 会計基準第3章4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

担保に供されている資産は、以下のとおりである。

土地（基本財産）	119,447,337円
建物（基本財産）	1,575,413,931円
計	1,694,861,268円

担保に供している債務の種類および金額は、以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	51,370,000円
計	51,370,000円

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
土地	352,857,837		352,857,837
建物	4,051,966,788	1,532,728,202	2,519,238,586
小 計	4,404,824,625	1,532,728,202	2,872,096,423
その他の固定資産			
土地	169,891,500		169,891,500
建物	118,356,700	43,930,187	74,426,513
構築物	248,797,719	86,062,830	162,734,889
機械及び装置	9,523,971	3,770,913	5,753,058
車輛運搬具	78,038,988	69,258,685	8,780,303
器具及び備品	243,970,449	186,804,912	57,165,537
ソフトウェア	4,969,260	4,348,759	620,501
小 計	873,548,587	394,176,286	479,372,301
合 計	5,278,373,212	1,926,904,488	3,351,468,724

8. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は、以下のとおりである。

該当なし

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

10. 関連当事者との取引の内容

該当なし

11. 重要な偶発債務

該当なし

12. 重要な後発事象

該当なし

13. その他の社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(単位：円)

リース資産の種類	リース料総額	未経過リース料期末残高
器具及び備品	2,643,840	1,761,480

計算書類に対する注記（法人本部拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等－償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
 - ・上記以外の有価証券で時価にないもの－移動平均法による原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産－定額法
 - ・無形固定資産－定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース契約1件当りのリース料総額が300万円を超えるリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
 - ・長期前払費用－定額法
- (3) 引当金の計上基準
 - ・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
 - ・退職給付引当金－職員の退職金の支給に備えるため、一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会に預け入れた掛金を退職給付引当金に計上している。
- (4) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引
引続き通常の賃貸処理に係る方法に準じた会計処理を摘要している。
- (5) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税込方式によっている。

2. 法人で採用する退職給付制度

常勤職員については、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会の実施する退職金共済制度に加入している。

3. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当拠点区分の作成する財務諸表等は、以下のとおりになっている。

- (1) 法人本部拠点財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の3様式）
- (2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準・別紙4）
 - ・「法人本部」
- (3) 拠点区分資金収支明細書（会計基準・別紙3）
 - ・「法人本部」

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

該当なし

5. 会計基準第3章4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
土地	151,611,700		151,611,700
建物	35,469,000	19,319,465	16,149,535
構築物	3,150,000	932,133	2,217,867
器具・備品	1,152,175	1,152,173	2
小計	191,382,875	21,403,771	169,979,104
合計	191,382,875	21,403,771	169,979,104

8. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は、以下のとおりである。

該当なし

9. 関連当事者との取引内容

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な偶発債務

該当なし

12. 重要な後発事象

該当なし

13. その他の社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（三幸の園拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
 - ・上記以外の有価証券で時価にないもの－移動平均法による原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産－定額法
 - ・無形固定資産－定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース契約1件当りのリース料総額が300万円を超えるリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
 - ・長期前払費用－定額法
- (3) 引当金の計上基準
 - ・賞与引当金　－職員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
 - ・退職給付引当金－職員の退職金の支給に備えるため、一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会に預け入れた掛金を退職給付引当金に計上している。
- (4) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引
 - 引続き通常の賃貸処理に係る方法に準じた会計処理を摘要している。
- (5) 消費税等の会計処理
 - 消費税及び地方消費税の会計処理は税込方式によっている。

2. 法人で採用する退職給付制度

常勤職員については、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会の実施する退職金共済制度に加入している。

3. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当拠点区分の作成する財務諸表等は、以下のとおりになっている。

- (1) 三幸の園拠点財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の3様式）
- (2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準・別紙4）
 - ・「特別養護老人ホーム三幸の園」
 - ・「短期入所施設三幸の園」
 - ・「三幸の園デイサービスセンター」
 - ・「三幸の園ホームヘルパーステーション」
 - ・「三幸の園指定居宅介護支援事業所」
 - ・「訪問看護ステーション大平台」
 - ・「地域包括支援センター大平台」
- (3) 拠点区分資金収支明細書（会計基準・別紙3）
 - ・「特別養護老人ホーム三幸の園」
 - ・「短期入所施設三幸の園」
 - ・「三幸の園デイサービスセンター」
 - ・「三幸の園ホームヘルパーステーション」
 - ・「三幸の園指定居宅介護支援事業所」
 - ・「訪問看護ステーション大平台」
 - ・「地域包括支援センター大平台」

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	100,000,000	0	0	100,000,000
建物	726,993,543	0	30,240,160	696,753,383
特定預金	3,000,000	0	0	3,000,000
合　計	829,993,543	0	30,240,160	799,753,383

5. 会計基準第3章4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

担保に供されている資産は、以下のとおりである。

建物（基本財産）	696,753,383円
計	696,753,383円

担保に供している債務の種類および金額は、以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	3,170,000円
計	3,170,000円

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
土地	100,000,000		100,000,000
建物	1,619,490,463	922,737,080	696,753,383
小計	1,719,490,463	922,737,080	796,753,383
その他の固定資産			
建物	17,604,450	5,061,211	12,543,239
構築物	31,289,087	26,421,384	4,867,703
車輛運搬具	37,295,786	32,082,663	5,213,123
器具及び備品	87,803,946	73,581,279	14,222,667
ソフトウェア	1,944,480	1,822,113	122,367
小計	175,937,749	138,968,650	36,969,099
合計	1,895,428,212	1,061,705,730	833,722,482

8. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は、以下のとおりである。

該当なし

9. 関連当事者との取引内容

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な偶発債務

該当なし

12. 重要な後発事象

該当なし

13. その他の社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（山崎園拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
 - ・上記以外の有価証券で時価にないもの－移動平均法による原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産－定額法
 - ・無形固定資産－定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース契約1件当りのリース料総額が300万円を超えるリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
 - ・長期前払費用－定額法
- (3) 引当金の計上基準
 - ・賞与引当金　－職員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
 - ・退職給付引当金－職員の退職金の支給に備えるため、一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会に預け入れた掛金を退職給付引当金に計上している。
- (4) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引
引続き通常の賃貸処理に係る方法に準じた会計処理を摘要している。
- (5) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税込方式によっている。

2. 法人で採用する退職給付制度

常勤職員については、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会の実施する退職金共済制度に加入している。

3. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当拠点区分の作成する財務諸表等は、以下のとおりになっている。

- (1) 山崎園拠点財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の3様式）
- (2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準・別紙4）
 - ・「特別養護老人ホーム山崎園」
 - ・「ユニット型特別養護老人ホーム山崎園」
 - ・「短期入所施設山崎園」
 - ・「ユニット型短期入所施設山崎園」
 - ・「やまざきデイサービスセンター」
 - ・「やまざきホームヘルパーステーション」
 - ・「グループホームやまざき」
 - ・「山崎園居宅介護支援事業所」
 - ・「生活支援ハウス山崎」
- (3) 拠点区分資金収支明細書（会計基準・別紙3）
 - ・「特別養護老人ホーム山崎園」
 - ・「ユニット型特別養護老人ホーム山崎園」
 - ・「短期入所施設山崎園」
 - ・「ユニット型短期入所施設山崎園」
 - ・「やまざきデイサービスセンター」
 - ・「やまざきホームヘルパーステーション」
 - ・「グループホームやまざき」
 - ・「山崎園居宅介護支援事業所」
 - ・「生活支援ハウス山崎」

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	119,447,337	0	0	119,447,337
建物	923,466,010	0	43,389,079	880,076,931
合　計	1,042,913,347	0	43,389,079	999,524,268

5. 会計基準第3章4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

担保に供されている資産は、以下のとおりである。

土地（基本財産）	119,447,337円
建物（基本財産）	878,660,548円
計	998,107,885円

担保に供している債務の種類および金額は、以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	48,200,000円
計	48,200,000円

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
土地	119,447,337		119,447,337
建物	1,418,498,758	538,421,827	880,076,931
小計	1,537,946,095	538,421,827	999,524,268
その他の固定資産			
土地	5,279,800		5,279,800
建物	59,080,750	19,413,150	39,667,600
構築物	105,522,230	55,367,855	50,154,375
機械及び装置	9,523,971	3,770,913	5,753,058
車輛運搬具	20,144,111	17,889,322	2,254,789
器具及び備品	119,443,326	100,332,803	19,110,523
ソフトウェア	2,538,780	2,389,491	149,289
小計	321,532,968	199,163,534	122,369,434
合計	1,859,479,063	737,585,361	1,121,893,702

8. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は、以下のとおりである。

該当なし

9. 関連当事者との取引内容

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な偶発債務

該当なし

12. 重要な後発事象

該当なし

13. その他の社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(単位：円)

リース資産の種類	リース料総額	未経過リース料期末残高
器具及び備品	2,261,520	1,583,064

計算書類に対する注記（松城拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
 - ・上記以外の有価証券で時価にないもの－移動平均法による原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産－定額法
 - ・無形固定資産－定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース契約1件当りのリース料総額が300万円を超えるリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
 - ・長期前払費用－定額法
- (3) 引当金の計上基準
 - ・賞与引当金　－職員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
 - ・退職給付引当金－職員の退職金の支給に備えるため、一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会に預け入れた掛金を退職給付引当金に計上している。
- (4) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引
 - 引続き通常の賃貸処理に係る方法に準じた会計処理を摘要している。
- (5) 消費税等の会計処理
 - 消費税及び地方消費税の会計処理は税込方式によっている。

2. 法人で採用する退職給付制度

常勤職員については、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会の実施する退職金共済制度に加入している。

3. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当拠点区分の作成する財務諸表等は、以下のとおりになっている。

- (1) 松城拠点財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の3様式）
- (2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準・別紙4）
 - ・「松城デイサービスセンター」
 - ・「松城指定居宅介護支援事業所」
- (3) 拠点区分資金収支明細書（会計基準・別紙3）
 - ・「松城デイサービスセンター」
 - ・「松城指定居宅介護支援事業所」

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	41,332,000	0	0	41,332,000
建物	129,089,901	0	5,698,351	123,391,550
合　計	170,421,901	0	5,698,351	164,723,550

5. 会計基準第3章4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
土地	41,332,000		41,332,000
建物	186,269,307	62,877,757	123,391,550
小計	227,601,307	62,877,757	164,723,550
その他の固定資産			
建物	262,500	74,506	187,994
構築物	1,196,566	1,035,029	161,537
車輛運搬具	11,264,530	11,264,525	5
器具及び備品	5,661,609	5,190,043	471,566
小計	18,385,205	17,564,103	821,102
合計	245,986,512	80,441,860	165,544,652

8. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は、以下のとおりである。

該当なし

9. 関連当事者との取引内容

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な偶発債務

該当なし

12. 重要な後発事象

該当なし

13. その他の社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(単位：円)

リース資産の種類	リース料総額	未経過リース料期末残高
器具及び備品	382,320	178,416

計算書類に対する注記（入野園拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等－償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
 - ・上記以外の有価証券で時価にないもの－移動平均法による原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産－定額法
 - ・無形固定資産－定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース契約1件当りのリース料総額が300万円を超えるリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
 - ・長期前払費用－定額法
- (3) 引当金の計上基準
 - ・賞与引当金　－職員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
 - ・退職給付引当金－職員の退職金の支給に備えるため、一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会に預け入れた掛金を退職給付引当金に計上している。
- (4) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引
引続き通常の賃貸処理に係る方法に準じた会計処理を摘要している。
- (5) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税込方式によっている。

2. 法人で採用する退職給付制度

常勤職員については、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会の実施する退職金共済制度に加入している。

3. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当拠点区分の作成する財務諸表等は、以下のとおりになっている。

- (1) 入野園拠点財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の3様式）
- (2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準・別紙4）
 - ・「救護施設浜松市立入野園」
- (3) 拠点区分資金収支明細書（会計基準・別紙3）
 - ・「救護施設浜松市立入野園」

4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

5. 会計基準第3章4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
建物	0	0	0
構築物	0	0	0
車輛運搬具	0	0	0
器具及び備品	0	0	0
ソフトウェア	0	0	0
合　計	0	0	0

8. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は、以下のとおりである。

該当なし

9. 関連当事者との取引内容

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な偶発債務

該当なし

12. 重要な後発事象

該当なし

13. その他の社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（西山園拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等－償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
 - ・上記以外の有価証券で時価にないもの－移動平均法による原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産－定額法
 - ・無形固定資産－定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース契約1件当りのリース料総額が300万円を超えるリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
 - ・長期前払費用－定額法
- (3) 引当金の計上基準
 - ・賞与引当金　－職員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
 - ・退職給付引当金－職員の退職金の支給に備えるため、一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会に預け入れた掛金を退職給付引当金に計上している。
- (4) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引
引続き通常の賃貸処理に係る方法に準じた会計処理を摘要している。
- (5) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税込方式によっている。

2. 法人で採用する退職給付制度

常勤職員については、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会の実施する退職金共済制度に加入している。

3. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当拠点区分の作成する財務諸表等は、以下のとおりになっている。

- (1) 西山園拠点財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の3様式）
- (2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準・別紙4）
 - ・「救護施設浜松市立西山園」
- (3) 拠点区分資金収支明細書（会計基準・別紙3）
 - ・「救護施設浜松市立西山園」

4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

5. 会計基準第3章4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
構築物	0	0	0
車輛運搬具	0	0	0
器具及び備品	0	0	0
ソフトウェア	0	0	0
合　計	0	0	0

8. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は、以下のとおりである。

該当なし

9. 関連当事者との取引内容

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な偶発債務

該当なし

12. 重要な後発事象

該当なし

13. その他の社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（神ヶ谷園拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
 - ・上記以外の有価証券で時価にないもの－移動平均法による原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産－定額法
 - ・無形固定資産－定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース契約1件当りのリース料総額が300万円を超えるリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
 - ・長期前払費用－定額法
- (3) 引当金の計上基準
 - ・賞与引当金　－職員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
 - ・退職給付引当金－職員の退職金の支給に備えるため、一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会に預け入れた掛金を退職給付引当金に計上している。
- (4) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引
引続き通常の賃貸処理に係る方法に準じた会計処理を摘要している。
- (5) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税込方式によっている。

2. 法人で採用する退職給付制度

常勤職員については、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会の実施する退職金共済制度に加入している。

3. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当拠点区分の作成する財務諸表等は、以下のとおりになっている。

- (1) 神ヶ谷園拠点財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）
- (2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準・別紙4）
 - ・「救護施設神ヶ谷園」
- (3) 拠点区分資金収支明細書（会計基準・別紙3）
 - ・「救護施設神ヶ谷園」

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	92,078,500	0	92,078,500
建物	0	827,708,260	8,691,538	819,016,722
合　計	0	919,786,760	8,691,538	911,095,222

5. 会計基準第3章4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
土地	13,000,000		13,000,000
建物	5,940,000	61,855	5,878,145
構築物	107,639,836	2,306,429	105,333,407
車両運搬具	9,334,561	8,022,175	1,312,386
器具備品	31,061,568	7,700,787	23,360,781
ソフトウェア	486,000	137,155	348,845
合 計	167,461,965	18,228,401	149,233,564

8. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は、以下のとおりである。

該当なし

9. 関連当事者との取引内容

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な偶発債務

該当なし

12. 重要な後発事象

該当なし

13. その他の社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし